



鳥取県公報

令和6年2月13日（火）
号外第8号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例 （1）（人事企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 鳥取県婦人相談所設置条例及び鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例 （2）（家庭支援課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 鳥取県景観形成条例の一部を改正する条例（3）（まちづくり課）・・・・・・・・・・ 5
◇ 公安規則	刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則 の一部を改正する規則（1）（警務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

———公布された条例のあらまし———

◇職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

地方自治法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 職員等が県に対する損害を賠償する責任を負う額のうち免責する額を定めた規定中引用する地方自治法施行令の条項を改める。
- (2) 施行期日は、令和6年4月1日とする。

◇鳥取県婦人相談所設置条例及び鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が制定されるとともに売春防止法の一部が改正され、婦人相談所が女性相談支援センターに改められたこと及び婦人保護施設が女性自立支援施設に改められたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県婦人相談所設置条例の一部改正
鳥取県婦人相談所の名称を鳥取県女性相談支援センターに改める等所要の規定の整理を行う。
- (2) 鳥取県建築基準法施行条例の一部改正
敷地が接する道路に係る制限を設ける建築物を定める規定（別表第1）中引用する売春防止法上の用語を改める。
- (3) 施行期日は、令和6年4月1日とする。

◇鳥取県景観形成条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

漁港漁場整備法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 適用除外行為の追加について定めた規定中引用する法律の題名を改める。
- (2) 施行期日は、令和6年4月1日とする。

条 例

職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第1号

職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（職員等の損害賠償責任の一部免責）</p> <p>第2条 職員等の県に対する損害を賠償する責任について、職員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、職員等が賠償の責任を負う額のうち次の各号に掲げる職員等の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額を超える額を免責する。</p> <p>（1） 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の職員等 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）<u>第173条の4第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の職員等の区分に応じ、それぞれに定める数を乗じて得た額 ア～エ 略</p> <p>（2） 地方警務官 <u>政令第173条の4第1項第2号</u>に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれに定める数を乗じて得た額 ア・イ 略</p>	<p style="text-align: center;">（職員等の損害賠償責任の一部免責）</p> <p>第2条 職員等の県に対する損害を賠償する責任について、職員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、職員等が賠償の責任を負う額のうち次の各号に掲げる職員等の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額を超える額を免責する。</p> <p>（1） 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の職員等 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）<u>第173条第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の職員等の区分に応じ、それぞれに定める数を乗じて得た額 ア～エ 略</p> <p>（2） 地方警務官 <u>政令第173条第1項第2号</u>に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれに定める数を乗じて得た額 ア・イ 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

鳥取県婦人相談所設置条例及び鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第2号

鳥取県婦人相談所設置条例及び鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

(鳥取県婦人相談所設置条例の一部改正)

第1条 鳥取県婦人相談所設置条例(平成12年鳥取県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥取県女性相談支援センター設置条例</u></p>	<p><u>鳥取県婦人相談所設置条例</u></p>
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第9条第1項の規定に基づき、鳥取県女性相談支援センター</u>を鳥取市に設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条第1項の規定に基づき、鳥取県婦人相談所</u>を鳥取市に設置する。</p>
<p>(所管区域)</p> <p>第2条 <u>鳥取県女性相談支援センター</u>の所管区域は、鳥取県の区域とする。</p>	<p>(所管区域)</p> <p>第2条 <u>鳥取県婦人相談所</u>の所管区域は、鳥取県の区域とする。</p>

(鳥取県建築基準法施行条例の一部改正)

第2条 鳥取県建築基準法施行条例(昭和47年鳥取県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1(第6条関係)</p>	<p>別表第1(第6条関係)</p>
<p>1 略</p> <p>2 病院、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設、助産所、身体障害者更生援護施設(補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。)、精神障害者社会復帰施設、保護施設(医療保護施設を除く。)、<u>女性自立支援施設</u>、知的障害者援護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子健康包括支援センター、学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、展示場、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、遊技場又は公衆浴場の用途に供する建築物</p> <p>3・4 略</p>	<p>1 略</p> <p>2 病院、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設、助産所、身体障害者更生援護施設(補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。)、精神障害者社会復帰施設、保護施設(医療保護施設を除く。)、<u>婦人保護施設</u>、知的障害者援護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子健康包括支援センター、学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、展示場、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、遊技場又は公衆浴場の用途に供する建築物</p> <p>3・4 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

鳥取県景観形成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第3号

鳥取県景観形成条例の一部を改正する条例

鳥取県景観形成条例（平成19年鳥取県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（適用除外行為の追加）</p> <p>第15条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>（1）～（7） 略</p> <p>（8） 第13条第3号に掲げる行為で次に掲げるもの <u>ア 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第3条第2号へに掲げる養殖用作業施設又は同号トに掲げる荷さばき所若しくは野積場において行われるもの</u></p> <p>イ～オ 略</p> <p>（9） 略</p>	<p>（適用除外行為の追加）</p> <p>第15条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>（1）～（7） 略</p> <p>（8） 第13条第3号に掲げる行為で次に掲げるもの <u>ア 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第2号へに掲げる養殖用作業施設又は同号トに掲げる荷さばき所若しくは野積場において行われるもの</u></p> <p>イ～オ 略</p> <p>（9） 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

公安委員会規則

刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月13日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

鳥取県公安委員会規則第1号

刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則

刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和29年鳥取県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第2条 鳥取県警察に勤務する警察官のうち、刑事訴訟法第199条第2項に規定する都道府県公安委員会が指定する警部以上の者は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略	第2条 鳥取県警察に勤務する警察官のうち、刑事訴訟法第199条第1項に規定する逮捕状を請求することができる司法警察員は次のとおりとする。 (1)～(3) 略

附 則

この規則は、令和6年2月15日から施行する。